

篠ノ井駅西口産業用地
立地企業募集の御案内
(募集要領)

令和5年11月

長野市商工観光部商工労働課

1 篠ノ井駅西口産業用地の概要

- (1) 所在地 長野市篠ノ井布施高田字一ノ坪 1365-11
- (2) 用途地域 準工業地域
- (3) 事業主体 長野市
- (4) 分譲面積 3,379.66 ㎡
- (5) 交通アクセス 国道 18 号まで約 3km
最寄 IC / 長野須坂東インターチェンジまで約 5km
最寄駅 / 篠ノ井駅まで約 20m
(JR 信越本線・しなの鉄道)
最寄空港 / 信州松本空港まで約 73km
最寄港湾 / 直江津港まで約 79km
- (6) 設備等 ■事業主体が引き込むもの
上下水道 (上水: 長野県企業局、下水: 長野市上下水道局)
■土地購入者が引き込む必要があるもの
電力 / 中部電力 (高圧 6.6KV 供給、特別高圧供給 要相談)
※高圧 6.6KV 供給については、契約電力により個別に協議が必要な場合があります)
ガス / 長野都市ガス
- (7) 分譲予定区画 1 区画
- (8) 区画面積 3,379.66 ㎡
- (9) 分譲予定単価 予定単価 約 40,300 円/㎡ (総額 約 136,200,298 円)
(長野市商工業振興条例第 3 条第 1 項第 3 号に定める助成金適用後の
実質負担額 約 28,210 円/㎡)
※今後、事業主体が実施するインフラ整備費を考慮し、その金額に応じて最終的な分譲価格は変動します。
- (10) 契約方法 土地売買契約
- (11) その他 本件土地には石炭ガラが埋設されていることが確認されており、また、その他の埋設物が存在する可能性もありますが、これらが埋設された状態のまま土地を引き渡します。埋設された石炭ガラを掘り返した場合は産業廃棄物として処理する等、特別な対応が必要になることがあります。また、埋設されたまま土地を利用する場合も含め、石炭ガラ及びそれ以外の埋設物が存在することに伴うあらゆる影響等について、本市は一切の責任を負いません。
なお、石炭ガラの埋設状況については、別添「篠ノ井駅西口土質調査業務委託報告書」をご覧ください。

2 募集業種

(1) 日本標準産業分類のうち、以下に掲げる対象業種

大分類	対象業種（中分類又は小分類）
E 製造業	全業種（但し、主として管理事務を行う本社等）
G 情報通信業	(39)情報サービス業 (40)インターネット付随サービス業 (41)映像・音声・文字情報制作業
L 学術研究、専門・技術サービス業	(71)学術・開発研究機関 (72)専門サービス業の内 (726)デザイン業 (74)技術サービス業の内 (741)獣医業を除くもの
R サービス業（他に分類されないもの）	(89)自動車整備業（但し、主として管理事務を行う本社等） (90)機械等修理業（但し、主として管理事務を行う本社等）

※その他、近隣の環境に影響を及ぼさないもので、市長が特に認めるもの。

(2) 店舗の設置について

上記業種の立地に伴い、地域貢献の計画として、延床面積が300㎡以下かつ設置事業所の延床面積の20%以下の食料品・日用品等販売店又は飲食店、生活関連サービス店を、自社の事業を行う建物に併設する計画を立てることも可能とします。

3 応募方法

(1) 応募資格

- ア 産業用地内において、自らが募集業種に該当している事業を行うもの
- イ 事務所等の建設及び事業の経営に必要な資力並びに信用を有するもの
- ウ 事業計画及び資金計画が適切で、土地代金等を確実に納入できるもの
- エ 契約締結の日から3年以内に操業を開始するもの
- オ 市税等の滞納をしていないもの
- カ 長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(2) 応募受付

令和5年11月6日(月)～令和5年12月15日(金)(土曜、日曜、祝日を除く)【必着】
午前8時30分～午後5時

(3) 受付場所

長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

長野市役所商工観光部商工労働課産業用地・企業誘致担当（第2庁舎5階）

電話（026）224-6751 FAX（026）224-5078

(4) 提出書類

ア 産業用地分譲申込書（指定様式）

イ 土地利用計画図（任意様式）

ウ 法人登記簿謄本

エ 定款（写）

オ 会社概要（会社経歴書）

カ 役員名簿

キ 直近3期分の決算関係書類の写し（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類）

ク 納税証明書（市民税「法人分」）

ケ その他、市が必要と認める書類

(5) 書類提出上の注意

ア 提出書類は、正本1部、副本（コピー可）1部を提出してください。

イ 提出された書類は、原則として返却しません。

ウ 提出書類等の作成に係る一切の費用は、応募者の負担とします。

エ 提出書類の作成に当たり、不明な点はお問い合わせください。

4 入居企業の選考方法

(1) 応募資格・事業計画が適正である

ア 事業所の建設及び事業内容に計画性がある

イ 必要な資力又は資金計画がある

ウ 土地に対して適切な建設規模である

(2) 地域経済への貢献度

ア 地域の雇用創出効果がある

イ 市内企業との取引（計画）がある

ウ 売上（製造出荷）額・利益の拡大につながる

(3) 周辺地域への影響

ア 公害の発生等により、周辺の自然・生活環境に負荷を与えない

イ 産業廃棄物の処理計画等が適正である

ウ 地域貢献の計画がある

(4) 応募内容に対するヒアリング

必要に応じて応募内容に対するヒアリングを実施します。

5 選考結果

応募企業から提出された産業用地分譲申込書等により審査を行い、選考結果を令和6年1月末までに応募者に通知します。

また、入居が適当と判断された事業者とは、令和6年2月頃に土地売買契約に関する協定を締結します。

6 スケジュール

(公募から引渡しまでのスケジュール)



※分譲する産業用地の一部は、公募開始時点では篠ノ井駅の駐輪場及び送迎用駐車場となっており、これらの移設後(令和6年中に完了予定)に土地の売買契約締結・引き渡しを行います。

7 事業所立地に係る助成制度・支援制度

(1) 工場用地の取得に対する助成(工場用地等取得事業)

事業所を設置するために用地を取得し、3年以内に操業を開始した場合、用地取得額の30%を3年分割で助成します。

(工場用地等取得事業の概要)

立地先	立地区分	適用要件	助成内容
市が分譲する産業団地等	事業所の 新設・移設・増設	用地取得後3年以内に 操業開始	用地取得額×30% ▶ 3年間分割交付 ▶ 限度額3億円

(2) 固定資産税相当額の助成（工場等設置事業）

別に定める業種（※）の事業所を新設した場合、土地及び家屋の固定資産税相当額を3年間助成（3年目は80%）します。また、操業開始（事業所設置）から3箇月以内に取得される償却資産（対象制限あり）についても助成します。

（工場等設置事業の概要）

立地先	立地区分	適用要件	助成内容
特定地域（工業系地域、工場適地）	事業所の新設・増設	投下固定資産額が5,000万円以上のもの（別に定める業種※については2,000万円以上）	投下固定資産に係る固定資産税相当額 【第1・2年度】 100/100 【第3年度】 80/100

※別に定める業種（日本標準産業分類）

H 運輸業のうち、道路貨物運送業、倉庫業

I 卸売業のうち、各種商品卸売業、繊維・衣類等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料・鉱物・金属材料卸売業、機械菊卸売業、その他卸売業

G 情報通信業のうち、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業

K 物品賃貸業のうち、総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業

L 学術研究及び専門・技術サービス業のうち、自然科学研究所、デザイン業、経営コンサルタント業、広告代理業、機械設計業、非破壊検査業、エンジニアリング業

R サービス業のうち、機械修理業（電気機械器具に係るものを除く）、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業

(3) 事業所税相当額の助成（事業所設置事業）

事業所などを新たに設置した場合に課税される事業所税相当額を、3年間助成します。

（事業所設置事業の概要）

適用要件	助成内容
床面積が1,000㎡を超える事業所の新設又は増設 （ただし、風俗営業を営むものを除く）	自己の事業に係る床面積×600円以内 （3年間交付）

(4) 雇用促進企業立地に対する助成（雇用促進企業立地支援事業）

事業所の新設・移設・増設などにより、長野市内から新たな雇用を行う事業者で、次の適用要件を満たす場合に、助成金を交付します。

（雇用促進企業立地支援事業のうち、雇用創出に関する助成の概要）

適用要件	助成内容
<ul style="list-style-type: none">長野市内への事業所の新設・移設・増設であること操業開始後3年以内に市内から、次の常用雇用者を1年以上雇用すること 中小企業の場合・・・10人以上 それ以外の場合・・・20人以上 （都市計画区域外の場合・・・5人以上）	<ul style="list-style-type: none">100人までの新規常用雇用者 1人につき10万円101人以上の新規常用雇用者 1人につき20万円 ▶ 限度額5,000万円 ▶ 1回限りの交付

▼お問い合わせ▼

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市役所 商工観光部商工労働課 産業用地・企業誘致担当

TEL026-224-6751 FAX026-224-5078

E-mail: kigyo-richi@city.nagano.lg.jp